

関東学生卓球連盟 規約

(2018年(平成30年)3月21日改正)

・ 関東学生卓球連盟 規約
(平成29年3月18日改正)

・ 関東学生卓球連盟 内規
(平成27年7月26日改正)

・ 関東学生卓球連盟 事業実施細則
(平成30年3月21日改正)

・ 関東学生卓球連盟 懲戒(処罰)実施細則
(平成21年3月21日施行)

関東学生卓球連盟

関東学生卓球連盟・規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は関東学生卓球連盟とする。

(地域および代表権)

第 2 条 本連盟は日本学生卓球連盟規約に基づき関東地区（東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨）加盟校を総括して学生卓球連盟団体を代表し、その支部となる。

(目 的)

第 3 条 本連盟は各加盟校相互の親睦を図り心身の陶冶とスポーツとしての学生卓球の発展を期するを以って目的とする。

(本 部)

第 4 条 本連盟の本部を東京都に置く。

第2章 事 業

(事業内容)

第 5 条 本連盟は下記の事業を行なう。

1. 関東学生卓球リーグ戦 春秋2回
2. 関東学生卓球新人選手権大会 年1回
3. 関東学生卓球選手権大会 年1回
4. 日本学生卓球連盟主催の各大会関東地区予選
5. その他本連盟の目的達成のため必要な事業

第3章 構 成

(組織体)

第 6 条 本連盟は関東地区に所在する文部科学大臣認定の大学、短期大学、専門学校及び法律（防衛庁設置法、職業訓練法、農林水産省設置法、国土交通省等）によって設置された大学校の卓球部を以って組織する。ただし大学院、通信教育課

程の卓球部員は含まれない。

(加 盟)

第 7 条 本連盟への加盟は、会長・理事長・幹事長の承認を要する。

第 8 条 本連盟の体面を汚したり、加盟校として不相当と理事会が認めた時は、代議員会の決議を経て会長が除名することができる。

(維持費の義務)

第 9 条 本連盟の維持費は、毎年 4 月末までに納入することを原則とする。

(登 録)

第 10 条 加盟校は可能な限り早急に部長、監督、コーチおよび所属選手、並びに代議員を登録しなければならない。新登録費の納入なき部員は資格を得られない。

第 4 章 役 員

(常置役員)

第 11 条 本連盟に下記の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1 名
4. 副理事長 若干名
5. 理 事 30 名以上 35 名以内
6. 会計監査 2 名
7. 代議員 各校 1 名
8. 幹事長 1 名
9. 副幹事長 1 名
10. 会 計 1 名
11. 書 記 1 名
12. 幹 事 若干名
13. 技術員 若干名

(任 務)

第 12 条 役員の仕事は下記の通りとする。

1. 会長は本連盟を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

3. 理事長は理事会を代表し、必要事項を掌理する。
会長・副会長に事故ある時はその職務を代理する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代理する。
5. 理事は本連盟代議員の議決の執行を円滑ならしめるため、必要事項を計画審議決定する。
6. 会計監査は本連盟の会計を監査し、その結果を代議員会および理事会に報告する。
7. 代議員は本連盟の事業と重要事項を決議する。
8. 幹事長は幹事会において決定した諸事項を処理し、その実務の執行の責を負うものとする。
9. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故ある場合はその職務を代行する。
10. 会計は本連盟の会計事務を分掌する。
11. 書記は本連盟の事務を分掌する。
12. 幹事は幹事会を組織して、執行事項を審議し、実務を分掌する。
13. 技術員は技術の発展を図り、技術部門を特に担当する。

第13条 役員の選任は下記の通りとする。

1. 会長は理事会の推薦により代議員会で推挙する。
2. 副会長は理事会の推薦により代議員会の同意を得て会長が委嘱する。
3. 理事長および副理事長は理事の互選により選出する。
4. 理事は、各校監督中より互選により12名、幹事の中より互選により10名、関東学生OB卓球連盟の理事、監事の中より6名、会長推薦により若干名を各々選出する。
5. 会計監査は理事会の推薦により会長が委嘱する。
6. 代議員は各校より1名を選出する。男女各1チームずつ加盟する場合は1～2名選出することとするが、男女を兼ねた1名の代議員の議決権は1とする。
7. 幹事は代議員の互選により選出することを原則とするが会長・理事長の承認を経て例外も認めるものとする。
幹事の中より互選により幹事長・副幹事長・会計・書記を選出する。
幹事長・副幹事長・会計・書記は理事を兼ねるものとし、この他に6名、計10名の理事を幹事中より選出する。
8. 技術員は、当該時点における関東学生リーグ戦において1・2部に編成されるチームの主将とする。

(特別役員)

第14条 本連盟に名誉会長並びに常任相談役を置くことができる。

名誉会長並びに常任相談役は理事会の推薦により代議員会で推薦する。

名誉会長は重要な会務について会長の諮問に応ずる。

常任相談役は常時会務について会長の諮問に応ずる。

第15条 本連盟に顧問・参与を置くことができる。

顧問・参与は重要な会務について会長の諮問に応ずる。

顧問・参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、会長・副会長は2年、その他も2年とする。

但し、技術員に関しては、所属チームの関東学生リーグ戦の所属部に応じて、年度途中の任期交代が発生することがある。

名誉会長・常任相談役・顧問・参与は原則として任期は設けないが2年毎に再任の同意を受ける。

役員任期は満了しても後任者が就任するまではその職務を行なう。補欠によって就任した役員任期は前任期間の残任期間とする。

(学生役員)

第17条 現役学生の役員は、その所属校が加盟権を失い、または本人がその所属校の卓球部員の籍を去った時は役員資格を失う。

(改選期)

第18条 役員改選は12月から3月初旬までの間に行なう。

ただし重任は妨げない。

第5章 機 関

(会議の構成および招集)

第19条 本連盟の機関は下記の通りである。

1. 顧問・参与会

①顧問・参与会は本連盟の諮問機関であり、重要事項についての諮問を受ける。

②顧問・参与会は顧問および参与を以てこれを構成する。

③顧問・参与会は会長が必要に応じてこれを招集する。

2. 理事会

①理事会は代議員会の議決の執行を円滑ならしめるための運営機関である。

②理事会は会長・副会長・理事・会計監査をもってこれを構成する。又、

会長が必要と認めた場合には上記構成員以外の者が出席して意見を述べる
ことができる。

但し、議決権は会長・副会長・理事が有する。

③理事会は会長が必要に応じてこれを招集する。

3. 代議員会

①代議員会は本連盟の最高議決機関であり、下記の事項を審議する。

(イ) 事業報告

(ロ) 会計報告

(ハ) 事業計画

(ニ) 会計予算

(ホ) 役員の選任

(ヘ) その他重要事項

②代議員会は代議員を以てこれを構成する。なお他の役員は代議員会に出
席して意見を述べるができる。

③代議員会は毎年2回(原則として3月と6月)定例総会を会長が招集する。
又、必要に応じて臨時総会を会長が招集することができる。

4. 幹事会

①幹事会は本連盟の実務の執行機関であり、理事会・代議員会の決定に
従って事務を遂行する。

②幹事会は幹事長以下、幹事を以てこれを構成する。

③幹事会は必要に応じて幹事長が招集する。

5. 技術員会

①技術員会は本連盟の技術面の執行機関で、シード会議・ランキング審査会
議等を行う。

②技術員会は幹事長以下、幹事及び技術員をもってこれを構成する。なお
技術部会の役員は技術員会に出席して意見を述べることができる。
なお、原則として、審判長、及び事業部長が立ち会うものとする。

③技術員会は必要に応じて幹事長が招集する。

6. 監督会議

①監督会議は本連盟の審議機関で、監督会議選出理事の選出・技術員候補者
の指名などを行う。

②監督会議は会長・理事長・幹事長・各大学監督を以て構成する。なお
その他の役員は監督会議に出席して意見を述べるができる。

③監督会議は必要に応じて会長が招集する。

(臨時招集)

第20条 各会議は構成員の3分の1以上の要求があった場合、および招集者が特に必要と認めるときは会議の目的を示して随時に招集しなければならない。

(定足数および議決)

第21条 各会議は招集者が議長となり、構成員の過半数の出席を以って成立し、議決は出席者の過半数を必要とする。

代議員会は構成員の3分の1以上の出席を以って成立する。

ただし正常なる通告をしてなお欠席した者は議決は白紙委任したものとみなす。

第22条 第19条に定める各会議は、必要に応じ、郵送等によるアンケート・起案・議決制度を取ることができる。招集、定足数、議決等は第21条に準ずる。議決を要する場合は、厳正厳格な文書を以って取り扱い、会議開催による議決と同等の効力を有するものとする。

第6章 会 計

(資 産)

第23条 本連盟の資産管理については代議員会の議決を要する。

(経 理)

第24条 本連盟の維持費、登録費、加盟費、賛助費及び寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

(年 度)

第25条 本連盟の会計年度は1月1日より12月末日までとする。

(収 入)

第26条 本連盟の会費及び登録費其の他は別にこれを定める。

第27条 一旦納入した会費その他は一切返還しない。

(報 告)

第28条 会計は会計監査を経て代議員会および理事会に報告し承認を得なければならない。

第7章 規 約 変 更

第29条 本連盟の規約を改正するには理事の3分の2以上の同意を得て代議員会において3分の2以上の賛成を得なければならない。

第8章 附 則

第30条 本連盟は、本規約の他に、内規・事業実施細則を設ける。

第31条 本規約は、平成29年3月18日より、これを改正する。

関東学生卓球連盟・内規

- 第 1 条 本内規は、関東学生卓球連盟規約に基づき、これを定める。
- 第 2 条 本内規の改廃は、理事会の同意を得て代議員会で決定する。

第 1 章 順 守 事 項

- 第 3 条 本連盟の加盟校、役員および登録者は、下記の各項を順守しなければならない。
1. 本連盟に類似する団体を組織し、あるいは加盟してはならない。
(但し、役員、部長、監督、コーチを除く)
 2. 本連盟加盟校および登録選手は他の競技団体主催大会に出場する際にも加盟校のもとに出場しなければならない。
(但し、役員、部長、監督、コーチを除く)
 3. 本連盟加盟校は大会出場の際、自校卓球部に所属せぬ選手を自校選手として登録したり大会に出場せしめてはならない。
専門学校及び法律（防衛庁設置法、職業訓練法、農林水産省設置法、国土交通省設置法等）によって設置された大学校の卓球部の加盟については、理事会で十分調査の上、同意を得なければならない。
 4. 最終登録年度における登録選手は、その年の 1 2 月 3 1 日までは他学年と同等に、厳格な登録規制を受ける。その後、1 月 1 日から 3 月 3 1 日までの 3 ヶ月間に関しては、事前に書面にて本連盟に対して届け出を行なった場合、本来の所属大学以外のチーム名を用いて試合に出場することを認める場合もある。

第 2 章 選手登録期間及び出場資格

- 第 4 条 本連盟登録選手は規約第 6 条に定める加盟有資格校の学生とし、当該年度の 4 月 1 日現在で 2 8 歳未満の者に限る。登録期間は通常履修年限とする。
- 第 5 条 本連盟に所定の手続きを経て登録した選手は全て競技出場資格を有する。但し、停学謹慎中の者、及び休学中の者は、その期間内については出場資格を与えない。

第 6 条 登録に関する基準は次の通りとする。

1. 基本的に同一校は単一登録とする。
2. 所在地が他の学連と分かれている場合は別登録とする。
3. 大学附属（系列）の短大・専門学校の登録については、単一登録・別登録のいずれの登録形態を取ることも可能とする。但し、一旦決定した登録形態は正当な理由がない限り、変更することはできない。
4. 上記基準の厳密な適用が困難な場合には、理事会において判断するものとする。

第 7 条 「登録校の変更があった場合の登録可能期間(c)」は、「変更後の登録校の通常履修年限(b)」より、「変更前に既に登録した実績の年数(a)」を引いた年数とする。「変更前に既に登録した実績の年数(a)」が「変更後の登録校の通常履修年限(b)」を越える場合においても「登録校の変更があった場合の登録可能期間(c)」は、0年とする。

実例を次の通りあげる。

登録校変更前 登録実績 (a)	変 更 先	登録校変更後 通常履修年限 (b)	再登録可能期間 (c)=(b)-(a)
0	短 期 大 学 (2 年 制)	2	2
1			1
2～6			再登録不可
0	4 年 制 大 学 (4 年 制)	4	4
1			3
2			2
3			1
4～6			再登録不可
0	医 科 歯 科 大 学 (6 年 制)	6	6
1			5
2			4
3			3
4			2
5			1
6			再登録不可
0	そ の 他 (専門学校など)	1	1
1～6			再登録不可

その他の場合も、以上の考え方に準じて判断するものとする。

第 8 条 登録団体の変更

登録者が、転校、その他の都合で登録団体等を変更する場合は、登録変更申請することができる。

但し、ここでいうその他の都合とは、学籍を有し本連盟に登録している者が契約をしているスポンサー企業等に登録名称を変更することを含む。但し、対象スポンサーは一社に限るものとする。

また、この条項を適用できる登録者は、原則として当該年度4月1日現在の(財)日本卓球協会ナショナルチームメンバーとする(候補選手は含まない)。

但し、この条項を適用できる登録者の当該年度における団体戦への登録は、一団体のみとする。

第 9 条 上記以外で特例が生じた場合は、例えば当事者よりアピールがあった場合等は理事会で十分調査し、協議の上、理事会においてこれを定める。

第 10 条 外国籍の選手が本連盟に登録する際には在学証明書および外国人登録証明書(カード)のコピーを提出しなければならない。

提出された外国人登録証明書の「在留の資格」欄の内容により、本連盟では外国籍の選手を次の3種類に大別する。

- A. 日本に永住権を有する者 … 「永住者」「特別永住者」
- B. 一定期間の査証を取得(更新)し、一時的に日本に滞在する留学生 … 「留学・就学」
- C. 一定期間の査証を取得(更新)し、一時的に日本に滞在する者で、「留学・就学」以外の資格「研修」「短期滞在」、および、就労が認められている資格を有する者

以上の大別に基づき、本連盟では、それぞれを次の通り取り扱う。

- A. 日本選手との間に、一切の取り扱いの差別を行なわない。
- B. 「外国人留学生選手」と称し、本連盟への登録は妨げないが、大会出場に関しては一部制限を受ける場合もある。
- C. 「研修」「短期滞在」の資格の者は本連盟への登録を認めない。

就労が認められている資格の者については、経済的理由等により夜間主コースの在学資格の者がほとんどなので、当該留学生ごとに理事会において審議の上、登録の可否を決定する。

第3章 賞 罰

第11条 本連盟登録選手（または学校）で抜群の成績を収めた者（または学校）、後進の指導に不滅の功績を残した者、及び本連盟の役員で目的達成の為、特に貢献した者に対しては理事会の議決により会長が功績賞を贈る。

第12条 個人の違反に関し悪質な場合は当時校に対しても処罰を加える場合もある。ただしこの場合は理事会において計り、会長の承認を経なければならない。

第13条 加盟校に対する罰則は登録選手全員に該当する。

第14条 本連盟の役員および登録者は、崇高な社会道徳を規範とし、本連盟の責任ある一員としての自覚のもと行動しなければならない。

1. 本連盟の内外を問わず、素行不良により、または不正不義の行為もしくは刑罰法規にふれる行為をして、本連盟の社会的信用を失墜させてはならない。
2. 法令を順守するとともに本連盟の定める諸規則および指示に従わなければならない。
3. 常習喫煙者は、本連盟が派遣する代表選手団のメンバーとして選考しない。（但し、役員は除く）
4. 前各項に順ずる行為をしてはならない。

第15条 処罰の段階は次の通りとする。

1. 除 名
2. 落 部（違反の程度による落部数を増減する）
3. 出場停止（期間を増減する）
4. 譴 責（始末書提出）

第16条 第3条に違反したる者は当該シーズンは出場停止（期間を決める）とし、当該校は情状により前条2. 3. 4項のいずれかを適用する。

ただし、同条第1項に該当する者は、学生登録選手としての登録は認めない。

第17条 第4条・第5条に違反した者は、当該当該シーズンは出場停止（期間を決める）とし、当該校は情状により15条2. 3. 4項のいずれかを適用する。

第18条 第16条および第17条の適用に際しては、充分調査し、理事会で決定、会長

の承認を得るものとする。

第19条 一旦除名された加盟校および登録選手は、1シーズンを経過し理事会の審議を経て代議員会で許可された場合に限り復する事ができる。

第4章 遠征および合宿規定

第20条 加盟校が海外遠征を行なう場合には、所定の手続きを履んで届出なければならない（遠征目的、遠征場所、期間、責任者署名捺印）。

第21条 登録選手が遠征を行なう場合には、前条に準じて届出なければならない。

第5章 その他

第22条 現役学生役員がその職務を怠ったり、または不相当と認めた場合は、幹事会の議決により変更を求める事ができる。

第23条 技術員は当該時点における関東学生リーグ戦において1・2部に編成されるチームの主将とする。年度途中の入替戦によって、3部降格・2部昇格があった場合は、その時点において技術員が変更となる。また、技術員会に際して、主将が欠席する場合は、当該校の代理の代表者を技術員とする。代理の技術員も、主将の技術員同様、議決権（挙手権）を有するものとする。

第24条 幹事、代議員は当該校の部長もしくは監督の推薦を要する。

第25条 幹事会の議決権は原則として1チームにつき1とする。
幹事の選出基準は、当該年度年頭における関東学生リーグ戦の編成に基づき、次の通りとする。年度途中の編成変更に伴う幹事の選出義務の変更はないものとする。

1 部 校 各校1名以上の幹事派遣を義務とする。正当な理由なくして義務を果たさない場合は、第15条2・3項のいずれかを適用する。

2 部 校 各校1名以上の幹事派遣を義務とするが、幹事派遣が困難な状況である場合は学連運営補助金を支払うものとする。

3部以下校 若干名が幹事となる権利を有する。

第6章 顧問・参与の選出に関する規準

第26条 本連盟の顧問・参与を選出する規準

1. 顧問は40才以上で下記の各項に該当する者の中より推薦する。
 - (イ) かつて本連盟の会長、もしくは副会長および参与の経歴を有する者。
 - (ロ) 各校の部長、もしくはその経歴を有する者。
 - (ハ) 各校のOB会会長、もしくは副会長の資格を有し、もしくは有している者。
- (ニ) 特に本連盟の運営に功労のあった者、もしくは本連盟出身の著名選手であった者。
2. 参与は30才以上で下記の各項に該当する者の中より推薦する。
 - (イ) 過去および現在において各校監督の経歴を有する者。
 - (ロ) 各校の選出した学連役員および主将の経歴を有したる者。
 - (ハ) 特に功労ありたる者。

第7章 役員職務分担

第27条 本連盟の役員は次の通り職務分担を行う。

1、総務本部

(1) 総務・広報委員

本連盟のフロント的役割を受け持ち、理事会の議題のまとめ・議事録の発送、その他の業務・庶務運営面と広報面を担当する。

(2) 普及・ルール委員

本連盟の普及および活性化と、大会事業における、審判・ルールおよびマナー面を担当する。必要に応じ、理事以外の者を委員として委嘱し構成員とする場合もある。

2、事業本部

(1) 大会事業委員

リーグ戦をはじめ各大会の運営面および活性化対策を担当する。必要に応じ、理事以外の者を委員として委嘱し構成員とする場合もある。

3、強化本部

(1) 強化委員

本連盟の選手強化を担当する。必要に応じ、理事以外の者を委員として委嘱し構成員とする場合もある。

4、財務本部

(1) 会計委員

本連盟の会計面を担当する。

5、職務分担運営は以下の通りとする。

(1) 各本部は本部長を選任し、ビジョンを定め、各部長および委員長の諮問に応じ指導する。

(2) 各部は部長を選任し、本部長の指導のもと、各委員会を運営する。

(3) 各委員は委員長・副委員長を選任し、委員会として活動し担当職務を遂行する。

第8章

第28条 規約・内規に定めていない事項で、問題・疑義が生じた場合は、理事会において充分協議し、本連盟の目的に照らし解決を計るものとする。

第29条 本内規は平成27年7月26日よりこれを改正する。

関東学生卓球連盟・事業実施細則

第 1 条 目的

本事業実施細則は関東学生卓球連盟規約に基づき、同規約を補うものとしてここに定める。

第 2 条 関東学生卓球新人選手権大会（主催 関東学生卓球連盟）

1. 種目

男子ダブルス・女子ダブルス
男子シングルス・女子シングルス

2. 試合方法

全種目トーナメント方式
本大会は全て5ゲームスマッチで行う。
又、本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない。

3. 出場資格

過去に全日本学生選手権大会、及び全日本学生選抜選手権大会のいずれにも出場していない者。

4. シード規定

- (1) 前年度インターハイランキングシングルス16位まで、
ダブルス8位まで
- (2) 前年度全日本選手権大会ランキングシングルス16位まで、
ダブルス8位まで
- (3) 前々年度全日本ジュニアランキング8位まで(シングルスのみ)
- (4) ○前年度全日本選手権大会シングルスベスト32、
ダブルスベスト16
○前年度高校各地域ブロック大会（関東大会、近畿大会、等）
ランキングシングルス8位まで、ダブルス4位まで
○前年度当該大会シングルスベスト8、ダブルスベスト4まで。
○世界ランキング300位以内かつ上位から4名まで
(本大会シード会議の1週間前のランキング。シングルスのみ対象)

まず、(1)～(3)に関しては、優先順位としてシードを決定する。

(4)に関しては、シード会議に出席した技術員の過半数によって、シード順位を決定する。

ダブルスにおいては、両者の内の一方が規定のランキングを保持していれば認められる。又、必要に応じてシングルのランキングも参考にする事

が出来る。

5. 他大会への推薦

優勝者、及び優勝ペアは当該年度全日本学生選手権大会に関東学連より推薦する。但し、外国人留学生は除く。

第 3条 関東学生卓球選手権大会（主催 関東学生卓球連盟）

1. 種目

男子ダブルス・女子ダブルス

男子シングルス・女子シングルス

2. 試合方法

全種目トーナメント方式。

男子シングルスにおいて6 4シードを得たもの、女子シングルスにおいて3 2シードを得たものを、それぞれスーパーシード権保持者とする。

最も近いスーパーシード権保持者同士は、勝ち上がれば、2試合目に対戦するように組み合わせられるものとする。

本大会は男女シングルスにおいてベスト8決定戦より7ゲームスマッチとする。それ以外は全て5ゲームスマッチとする。

又、本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない。

3. 出場資格

本連盟登録選手は全員出場資格を有する。

4. シード規定

(1) 前年度当該大会ランキングシングルス1 6位まで、
ダブルス8位まで

(2) 前年度全日本選手権大会シングルスベスト1 6まで、
ダブルスベスト8まで

(3) 前年度全日本学生選抜選手権大会シングルス1 6位まで

(4) 前年度全日本学生選手権大会ランキングシングルス1 6位まで、
ダブルス8位まで

(5) ○前年度全日本選手権大会シングルスベスト3 2まで、
ダブルスベスト1 6まで

○当該年度新人戦シングルスベスト8、ダブルスベスト4まで。

○前年度当該大会シングルスベスト3 2、ダブルスベスト1 6

○世界ランキング3 0 0位以内かつ上位から4名まで

(本大会シード会議の1週間前のランキング。シングルスのみ対象)

○前年度全日本学生選手権大会シングルスベスト3 2まで、

ダブルスベスト16まで

○ 前年度インターハイランキングシングルス8位まで

まず、(1)～(4)に関しては、優先順位としてシードを決定する。

(5)に関しては、シード会議に出席した技術員の過半数によって、シード順位を決定する。

又、ダブルスにおいて、ペアー変更によって両者の内の一方、又は両方が規定のランキングを保持している場合でも参考資料に留めるものとする。

5. 他大会への推薦

シングルスランキング16位まで、ダブルスランキング8位までは、当該年度全日本学生選手権大会に関東学連より推薦する。但し、外国人留学生は除く。

第 4 条 全日本大学総合卓球選手権大会・団体の部（全日本大学対抗卓球選手権大会）
（主催 日本学生卓球連盟）

1. 種目

男子団体戦・女子団体戦

2. 試合方法

関東地区予選はトーナメントを基本とするが、予選参加数と予選通過枠数に応じて、柔軟に対応する。

本大会は、全出場校が1ブロック3校編成の予選リーグを行い、その結果、上位2校が決勝トーナメントに進出する。

関東地区予選・本大会ともに、男女とも1複4単で行う。但し、3番をダブルスとし1・2番でダブルスを組むことはできない。

3. 登録規定

(1) 出場人数

各校は部長1名・監督1名・コーチ1名・主務1名・選手は主将以下7名以内とする。

(2) ベンチには前項の者しか入れない。

選手は日学連登録済みの大学生であること。

部長・監督・コーチ・主務に関しては特に規定を設けない。

（社会人・学生等を問わず、又、選手兼任でも良い）

選手の変更は一切認めない。但し、関東地区予選と本大会では登録選手を変更しても良い。又、本大会においては、申し込みの時点において日学連登録人数が7名に満たない場合にのみ、その不足分限り、新規登録手続きの後、主将会議まで追加エントリーを認める。

部長・監督・コーチ・主務の変更は所定の用紙に記入の上、審判長に

申請し、許可を得るものとする。

- (3) 外国人留学生選手に関しては、ベンチエントリーは2名まで、出場はそのうち1名の単複いずれか1回に限る。

4. 出場資格

- (1) 前年度当該大会ランキング8位までは無条件出場。
(2) 当該年度春季関東学生リーグ戦成績表において、無条件出場校を除いた上での1部校、及び2部4位までは関東学連より推薦。
(3) 予選通過校。

但し、「(3) 予選通過校」は、最低男女各3校を保障する。

その場合、「(2) 関東学連推薦」が、2部3位以上に変更される。

5. シード規定

(1) 関東地区予選

- ①前年度本大会出場校
②当該年度春季関東学生リーグ

(2) 本大会予選リーグ組み合わせ方法

- ①予選リーグの組み合わせは、予選リーグ組み合わせ会議において決定する。
②各ブロックの1段目

A～Hブロック

前年度ランキング校(ベスト8)を

Aブロック 前年度1位校(優勝校)

Bブロック 前年度2位校(準優勝校)

Cブロック 前年度3位校

:

Hブロック 前年度8位校

の順に入れる。

I～Pブロック

前年度ベスト16に入った8校を抽選で入れる。

但し、前年度ベスト16に入った学校で当該年度の本大会に出場していない学校があれば、前年度ベスト32の中から構成員の話し合いによって強いと思われる学校を選出する。

③各ブロックの2段目

前年度ベスト32に入った16校を抽選で入れる。

但し、前年度ベスト32に入った学校で、1段目に既に入っている学校、あるいは当該年度の本大会に出場していない学校があ

れば、その他の中から構成員の話し合いによって強いと思われる学校を選出する。

抽選にあたっては、地域性を考慮し、できるだけ同一学連同士が1段目と2段目において重複しないようにする。

また、2段目の学校を抽選する段階で、団体戦(当該年度各学連リーグ戦等)において特に顕著な成績を持っている学校がある場合は、出席した構成員の3分の2以上の賛成をもってI～Pブロック(前年度ベスト16)の中で抽選することができる。

④各ブロックの3段目

残る16校を抽選で入れる。

抽選にあたっては、地域性を考慮し、できるだけ同一学連同士が重複しないようにする。

(3) 本大会決勝トーナメント組み合わせ方法

①決勝トーナメントの組み合わせは、予選リーグ終了後、審判長及び決勝トーナメント出場校の責任者出席のもとで決定する。

②予選1位通過校(16校)

Aブロック 1番(第1シード)に入れる。

Bブロック 32番(第2シード)に入れる。

C・Dブロック

抽選にて16番、または17番(第3～第4シード)に入れる。

E・F・G・Hブロック

抽選にて8番、9番、24番、25番(第5～第8シード)に入れる。

I～Pブロック

抽選にて4番、5番、12番、13番、20番、21番、28番、29番(第9～第16シード)に入れる。

③予選2位通過校(16校)

予選リーグ2位通過校は、予選リーグで対戦したチームと反対側のトーナメントゾーンに振り分けて抽選する。

④抽選については予備抽選を行って抽選の順番を決めた後、本抽選に入る。予備抽選を引く順番は予選リーグのプログラム番号の若い順とする。

また、決勝トーナメントの抽選に関しては地域性は一切考慮しない。

6. その他

予選通過校は本大会への出場を義務とする。

正当な理由なくして本大会に出場しなかった場合、罰則を受ける可能性がある。

無条件出場、及び関東推薦の資格を保持している学校で、本大会出場を辞退する場合は、予選申し込み期日までに、その旨を学連に通知しなければならない。これを怠った場合も、罰則を受ける可能性がある。

第 5 条 全日本大学総合卓球選手権大会・個人の部（全日本学生卓球選手権大会）
（主催 日本学生卓球連盟）

1. 種目

男子ダブルス・女子ダブルス

男子シングルス・女子シングルス

2. 試合方法

全種目トーナメント方式

関東地区予選は全て 5 ゲームスマッチとする。

本大会は男女シングルスにおいてランキング決定戦より 7 ゲームスマッチとする。それ以外は全て 5 ゲームスマッチとする。

又、本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない。

3. 出場資格

(1) 前年度当該大会ランキングシングルス 16 位まで、ダブルス 8 位までは無条件出場

(2) 前年度全日本学生選抜選手権大会シングルス決勝トーナメント進出者 16 名は無条件出場

(3) 前年度全日本選手権大会ランキングシングルス 16 位まで、ダブルス 8 位までは無条件出場

(4) 当該年度開催のオリンピック夏季大会、またはユニバーシアード夏季大会の代表選手は、単複ともに（複はパートナーを問わず）無条件出場。

(5) 当該年度関東学生選手権大会ランキングシングルス 16 位まで、ダブルス 8 位までは関東学連より推薦

(6) 当該年度関東学生新人選手権大会優勝者、及び優勝ペアは関東学連より推薦

(7) 前年度秋季、及び当該年度春季関東学生リーグ戦殊勲賞・敢闘賞はシングルスへ、最優秀ペア賞はダブルスへ、それぞれ関東学連より推薦

(8) 前年度会長杯争奪卓球大会（A・B 両ブロック共）優勝者、及び

優勝ペアは関東学連より推薦

- (9) 前年度関東学生チームカップAブロック優勝チームで5勝以上をあげた選手中よりチーム代表者（監督）が選んだ1名を、シングルスへ関東学連より推薦。
- (10) 理事会から特に推薦すべきであると認められた者
- (11) 予選通過者

但し、日学連登録済みの大学生の内、日本国籍を有する者、及び永住権を有する者に限る。外国人留学生選手は、関東地区予選・本大会とも出場できない。

4. シード規定

(1) 関東地区予選

- ①関東学生シングルスベスト32、及びダブルスベスト16
- ②前年度全日学出場者、及び出場ペア

(2) 本大会

- ①前年度当該大会ランキングシングルス16位まで、ダブルス8位まで
- ②前年度全日本学生選抜選手権大会シングルス16位まで
- ③前年度全日本選手権大会ランキングシングルス16位まで、ダブルス8位まで
- ④当該年度各学連選手権大会（参考資料）

但し、シード会議に出席した構成員の3分の2以上の賛成をもってシード順位を入れ替えることができるものとする。

しかし、その場合でも、前年度当該大会当該種目において保持しているランキンググループ（1位・2位・ベスト4・ベスト8・ベスト16）は確保されなければならない。

又、ダブルスにおいて、ペア変更によって両者の内の一方、又は両方が規定のランキングを保持している場合でも参考資料に留めるものとする。

5. その他

予選通過者(ペア)は本大会への出場を義務とする。

正当な理由なくして本大会に出場しなかった場合、罰則を受ける可能性がある。

無条件出場、及び関東推薦の資格を保持している者(ペア)で、本大会出場を辞退する場合は、予選申し込み期日までに、その旨を学連に通知しなければならない。これを怠った場合も、罰則を受ける可能性がある。

第 6 条 全日本学生選抜卓球選手権大会

1. 種目

男子シングルス・女子シングルス

2. 試合方法

(1) 出場予選

男女各 48 名を越えた参加申し込みがあった場合は、外国人留学生を対象とした出場予選を行ない、出場者を男女各 48 名に絞り込む。

(2) 予選リーグ

男女各 48 名以内の参加者を 8 ブロックに割り振り、予選リーグを行なう。

(3) 決勝トーナメント

予選リーグ 1 位、2 位通過者・男女各 16 名で決勝トーナメントを行なう。3 位決定戦も行なう。

出場予選と予選リーグは 5 ゲームスマッチ、決勝トーナメントは 7 ゲームスマッチとする。

3. 出場資格

(1) 当該年度全日本学生選手権大会シングルスランキング 16 位まで。

(2) 本連盟に登録済みの外国人留学生。

(日学連内規・3 条に定める「B.外国人留学生選手」、「C.就労が認められている資格のもので、理事会での登録を認めたもの」)

(3) 主管学連推薦者・男女各 4 名ずつ。

(4) 日学連強化委員会推薦者。

但し、全日学ランク入りした日本人選手に関しては、原則として本大会への出場を義務とする。止むを得ない事情がある場合は、その理由を記した欠場届けを本連盟に提出しなければならない。無断で本大会を欠場した場合、及びその理由が正当でないと判断された場合は罰則を課す場合がある。また、日学連強化委員会推薦者は全日学ランカーの欠場の補充とし、両者の合計は 16 名とする。

4. シード規定

(1) 出場予選

男女各 48 名を越えた参加申し込みがあった場合は、その超過人数分の出場予選を行なう。出場予選の組み合わせは、過去の実績を持たない外国人留学生による無作為抽選で決定する。

(2) 予選リーグ

①各ブロックの 1 段目

当該年度全日本学生選手権シングルのランキング上位選手を A プ

ロックから順に自動的に割り振る。欠場がない場合は、

Aブロック 全日学優勝者 (ランク 1 位)

Bブロック 全日学準優勝者 (ランク 2 位)

Cブロック 全日学ランク 3 位

:

Hブロック 全日学ランク 8 位

となる。欠場があった場合は、ランク 9 位以下を繰り上げる。

②各ブロックの 2 段目

外国人留学生選手 8 名を入れる。

前年度の全日学選抜においてベスト 8 入り (決勝トーナメント進出) した外国人選手は 2 段目に入れなければならない。また、前年度の全日学選抜において、ベスト 4 に入った外国人選手は E～H ブロックに入れなければならない。

前年度の全日学選抜においてベスト 8 入りした外国人選手が当該年度に 8 名出場しない場合は、前年度の全日学選抜ベスト 16 (予選リーグ 2 位) の外国人選手の中から抽選によってこれを補充する。

以上でも 2 段目の候補者が 8 人に満たない場合は、「当該年度の各学連選手権」「前年度のインターハイ (1 年生に限る)」「その他」の戦績を基に、有力な外国人留学生選手を選出し、抽選でこれを補充する。

③各ブロックの 3 段目

当該年度全日本学生選手権シングルスランキング 9～16 位の内、1 段目に入らなかった選手、及び強化委員会推薦者を抽選で割り当てる。

④各ブロックの 4 段目

主管学連推薦者 4 名、及び外国人留学生選手 6 名を入れる。

主管学連推薦者は必ず 4 段目に入れなければならない。

前年度の全日学選抜においてベスト 16 (予選リーグ 2 位) の外国人選手は原則として 4 段目までに入れなければならない。

⑤各ブロックの 5 段目・6 段目

外国人留学生選手を無作為抽選にて入れる。

⑥以上の全段の抽選においては、極力、同じ大学の選手を同じブロックに入れない様に考慮する。それ以外は、無作為抽選を原則とし、全日本学生のベスト 8 決定戦の対戦者が同じブロックの 1 段目と 3 段目に入ることも妨げない。

(3) 決勝トーナメント

①予選リーグで上位 2 名以内に入った選手・男女各 16 名で決勝トー

ナメントを行なう。

②予選1位通過者（8名）

予選リーグ1位通過者は、抽選により、1番、4番、5番、8番、9番、12番、13番、16番（第1～第8シード）に入れる。

③予選2位通過者（8名）

予選リーグ2位通過者は、予選リーグで対戦した選手と反対側のトーナメントゾーンに振り分けて抽選する。

④抽選においては、予選リーグの再戦を決勝まで回避する点以外は無作為抽選を原則とする。同じ大学の選手の対戦や全日本学生で対戦した選手との再戦も妨げない。抽選にあたっては、予選リーグの順（A～H）に予備抽選を行なった後、本抽選を行なうものとする。

第 7条 会長杯争奪卓球大会（主催 関東学生OB卓球連盟）

1. 種目

男子ダブルス・女子ダブルス
男子シングルス・女子シングルス

2. ブロック分け

Aブロック 当該年度秋季関東学生リーグ戦1～2部校

Bブロック 当該年度秋季関東学生リーグ戦3部～編成外校

秋季リーグ戦後の入替戦の結果は、本大会のブロック分けには関係しない。

3. 試合方法

全種目トーナメント方式

本大会は全て5ゲームスマッチで行う。

又、本大会のダブルスは同校の選手同士で組まなければならない。

4. 出場資格

当該年度の全日本学生選手権大会、及び全日本学生選抜選手権大会のいずれにも出場していない者

5. シード規定

本大会はブロックの移動など、他大会と比較し不確定要素が多いため、厳密なシード規定を制定しない。但し、次の3点を考慮し、強さのバランスを取ることを基本とする。

（1）前年度、及びそれ以前の全日本学生選手権大会出場者

（2）当該年度秋季リーグ戦所属部

（3）前年度当該大会当該種目上位進出者（シングルスはベスト8、ダブルスはベスト4）

（4）当該年度関東学生選手権シングルスベスト32、ダブルスベスト16

6. 他大会への推薦

優勝者、及び優勝ペアは、次年度全日本学生選手権大会に関東学連より推薦する。但し、外国人留学生は除く。

第 8 条 関東学生卓球リーグ戦（主催 関東学生卓球連盟）

1. リーグ戦出場資格

- イ. 本連盟登録選手中より毎年(毎季)リーグ戦出場者として定められた期日(登録〆切日)迄に登録された15名以内の者に限る。但し、特別の理由があり、理事会において承認された場合には追加登録を認めることができる。
- ロ. リーグ戦登録がない選手を出場させた場合には、その試合においてそのチームが失格するものとする。
- ハ. 男子4部以下、女子3部以下において、試合成立に必要な人数に1名足りない場合には、1番を失格（不戦敗）扱いとし、2番以降の試合を有効とする。
2名以上足りない場合は、その試合において、そのチームは不戦敗とする。
なお、1名不足の場合は、相手チームがオーダーを作成する前に、1番が不戦敗である旨を相手チームに伝えなければならない。
また、両チームとも1名不足の場合で、2～5番の試合結果が2勝2敗となった場合は、4試合の得失ゲーム数の勝率計算により、勝敗を決する。得失ゲーム数の勝率も同じだった場合は、得失ポイント数の勝率計算により、勝敗を決する。得失ポイント数の勝率も同じだった場合は、くじによって勝敗を決する。
- ニ. 監督、コーチ、主務の変更は文書をもって提出し許可を得ること。

2. 使用ルール

現行の日本卓球ルールを以って行なう。

但し、成績順位の決定方法に関しては「5. 成績順位の決定」に従うものとする。

また、促進ルールに関しては、「1ゲームが開始後、5分を経過した時点で両者の得点(ポイント)の和が10点未満の時、直ちに適用される」という特別ルールと現行の日本卓球ルールとを併用する。

3. 競技方法

	男子1～3部	女子1・2部	男子4部以下・女子3部以下
試合方式	4点先取7点制 (6単1複)	4点先取7点制 (5単2複)	3点先取5点制 (4単1複)
複の位置	4番	3番・5番	3番
複出場者の単出場に関わる制限	いずれか一方しか前半(1～3番)に出場できない	特になし	いずれか一方しか前半(1番・2番)に出場できない
外国人留学生選手に関わる制限	ベンチエントリーは2名まで、出場はその内の1名とする		
	その1名の、単複いずれか1回の出場に限る		特になし

4. 対戦順序

イ. 男女1部に関しては、次の通りとする。

第1試合	第2試合	第3試合	第4試合	第5試合
1-8	1-7	1-6	1-5	1-4
2-7	2-8	2-5	2-6	2-3
3-6	3-5	3-8	3-7	5-8
4-5	4-6	4-7	4-8	6-7
第6試合	第7試合			
1-3	1-2			
2-4	3-4			
5-7	5-6			
6-8	7-8			

ロ. 男女2部に関しては、次の通りとする。

第1試合	第2試合	第3試合	第4試合	第5試合
1-6	1-5	1-4	1-3	1-2
2-4	2-3	2-5	2-6	3-4
3-5	4-6	3-6	4-5	5-6

ハ. 男女3部以下に関しては、特に対戦順序を強制しないので、各ブロックを構成する各校の合意の基に、決定すること。

5. 成績順位の決定

- イ. 各リーグ戦の順位は、最多勝チームが第1位となり、順次勝ち数の多い順とする。
- ロ. 同一リーグ内で2チーム以上の勝ち数が同じ場合は、その2チーム以上の相互間の対戦成績のみを抜き出し、当該校間の直接対決の結果によって順位を決定する。
一度の「抜き出し」で順位が決定しない場合は、さらにその当該校間の直接対決の結果を抜き出し、その勝敗によって順位を決定する。
- ハ. 上記イ・ロの計算によって2チームだけが同率になった場合は、その2者間の勝者が上位となる。
- ニ. 上記イ・ロの計算によっても3チーム以上が同じ勝ち数で並び、それ以上、勝ち数での順位決定が不可能となった場合は、当該校間の得失点から勝率を算出し、勝率の良い順に順位を決定する。
- ホ. 上記ニの勝率計算において、チームの得失点から算出された勝率が同じだった場合は、該当する直接対決の対戦における個々の試合の得失ゲーム数から勝率を算出する。
さらに、これが同じ場合は、得失ポイント数から勝率を算出する。
- ヘ. 上記でも順位が決定しない場合は、くじにより順位を決定する。

例1

	A	B	C	D	E	F	G	H	勝敗	順位
A		○4-1	●0-4	●3-4	○4-1	○4-2	○4-3	○4-3	5-2	
B	●1-4		●0-4	○4-0	○4-3	○4-2	○4-1	○4-1	5-2	
C	○4-0	○4-0		●3-4	○4-3	○4-2	○4-1	●2-4	5-2	
D	○4-3	●0-4	○4-3		●1-4	○4-3	○4-2	○4-1	5-2	
E	●1-4	●3-4	●3-4	○4-1		○4-3	○4-2	○4-0	4-3	5
F	●2-4	●2-4	●2-4	●3-4	●3-4		○4-2	○4-0	2-5	6
G	●3-4	●1-4	●1-4	●2-4	●2-4	●2-4		●1-4	0-7	8
H	●3-4	●1-4	○4-2	●1-4	●0-4	●0-4	○4-1		2-5	7

- ・ 5勝2敗で、A・B・C・Dの4校が並ぶ。
- ・ 4勝3敗のEが5位、0勝7敗のGが8位。
- ・ 2勝5敗で、F・Hの2校が並ぶが、2校の直接対決の結果、勝ったFが6位、敗れたHが7位。

	A	B	C	D	勝敗	順位
A		○4-1	●0-4	●3-4	1-2	
B	●1-4		●0-4	○4-0	1-2	
C	○4-0	○4-0		●3-4	2-1	
D	○4-3	●0-4	○4-3		2-1	

- ・ 5勝2敗で並んだA・B・C・Dの4校の直接対決の結果を抜き出す。
- ・ 2勝1敗でC・Dの2校が並ぶが、2校の直接対決の結果、勝ったDが1位、敗れたCが2位。
- ・ 1勝2敗でA・Bの2校が並ぶが、2校の直接対決の結果、勝ったAが3位、敗れたBが4位。

例2

	A	B	C	D	E	F	勝敗	同率校 間勝率	順位
A		○4-1	○4-1	○4-0	○4-1	○4-1	5-0	-----	1
B	●1-4		○4-0	○4-0	○4-1	○4-0	4-1	-----	2
C	●1-4	●0-4		○4-1	○4-3	○4-0	3-2	-----	3
D	●0-4	●0-4	●1-4		●3-4	○4-2	1-4	7-6	4
E	●1-4	●1-4	●3-4	○4-3		●3-4	1-4	7-7	5
F	●1-4	●0-4	●0-4	●2-4	○4-3		1-4	6-7	6

- ・ 5勝0敗のAが1位、4勝1敗のBが2位、3勝2敗のCが3位。
- ・ 1勝4敗で、D・E・Fの3校が並び、直接対決の結果は3校とも1勝1敗となる。
- ・ D・E・F、3校の直接対決の結果を抜き出し、得失点から勝率を算出する。
 $D: 7 \div 6 = 1.16\dots$
 $E: 7 \div 7 = 1.00$
 $F: 6 \div 7 = 0.85\dots$
- ・ 勝率の良い順に、Dが4位、Eが5位、Fが6位となる。

6. 昇降部について

- イ. 1部最下位校と2部優勝校は自動入れ替えとする。1部7位校と2部2位校で入替戦を行なう。但し、次季編成表における並び順は、前季成績表の順とする。
- ロ. 2部最下位校と3部A・Bブロックの優勝校間で対戦した勝者と入替戦を行なう。
- ハ. 3部のA・B各ブロックの最下位校は、4部のA B C D各ブロック間の優勝校間で対戦した上位2校とそれぞれ入替戦を行なう。
 尚、優勝校間の上位2校を決定する試合の組み合わせ、及び入替戦の対戦相手は抽選で決定する。

- ニ. 4部のA B C D各ブロックの最下位校は、5部A B C D各ブロック間の優勝校と入替戦を行なう。
尚、入替戦の対戦相手は抽選で決定する。
- ホ. 5部A B C D各ブロックの最下位校は、6部A B C D E…の各ブロック間の優勝校間で対戦した上位4校とそれぞれ入替戦を行なう。
尚、優勝校間の上位4校を決定する試合の組み合わせ、及び入替戦の対戦相手は抽選で決定する。
- ヘ. 6部に新加盟で増加した場合は、5ないし6校にて各ブロックを編成し、将来必要に応じて7部を編成する。
- ト. 編成上、上位部のブロック数が下位部のブロック数より多い場合は、上位部各ブロックの最下位校より
(1)リーグ戦未登録による「編成上の穴」を埋める
(2)棄権校を降部させる
(3)各ブロックでの結果により、勝敗成績の良い学校(0勝5敗よりは1勝4敗、等)を優先的に残留対象、悪い学校を優先的に入替戦対象とする。
(4)得失点成績の良い学校(6得点15失点(6÷15=0.4)よりは7得点14失点(7÷14=0.5)、等)を優先的に残留対象、悪い学校を優先的に入替戦対象とする。
(5)抽選により入替戦出場校と無条件残留校を決定する、
という優先順位に沿って、上位部、下位部双方の入替戦出場校数を同一に調整した後、抽選にて対戦相手を決定し、入替戦を行う。
- チ. 上位部、下位部における試合方式が異なる場合は、上位部の方式で入替戦を行う。
但し、その入替戦へ進出するための下位部内の決定戦においては、下位部の方式を採用する。
- リ. 次季リーグ戦編成については今季成績によって配列した上、下記の図の例に従って行なう。

2ブロック(A・B)の場合

今季成績表	A	A 1位	A 2位	A 3位	A 4位	A 5位	A 6位
	B	B 1位	B 2位	B 3位	B 4位	B 5位	B 6位
	↓						
次季編成表	A	B 1位	A 2位	B 3位	A 4位	B 5位	A 6位
	B	A 1位	B 2位	A 3位	B 4位	A 5位	B 6位

3ブロック(A～C)の場合

今季成績表	A	A 1位	A 2位	A 3位	A 4位	A 5位	A 6位
	B	B 1位	B 2位	B 3位	B 4位	B 5位	B 6位
	C	C 1位	C 2位	C 3位	C 4位	C 5位	C 6位



次季編成表	A	B 1位	C 2位	A 3位	B 4位	C 5位	A 6位
	B	C 1位	A 2位	B 3位	C 4位	A 5位	B 6位
	C	A 1位	B 2位	C 3位	A 4位	B 5位	C 6位

4ブロック(A～D)の場合

今季成績表	A	A 1位	A 2位	A 3位	A 4位	A 5位	A 6位
	B	B 1位	B 2位	B 3位	B 4位	B 5位	B 6位
	C	C 1位	C 2位	C 3位	C 4位	C 5位	C 6位
	D	D 1位	D 2位	D 3位	D 4位	D 5位	D 6位



次季編成表	A	B 1位	C 2位	D 3位	A 4位	B 5位	C 6位
	B	C 1位	D 2位	A 3位	B 4位	C 5位	D 6位
	C	D 1位	A 2位	B 3位	C 4位	D 5位	A 6位
	D	A 1位	B 2位	C 3位	D 4位	A 5位	B 6位

ヌ. 各季毎に、学連に登録しなかったチームは、編成表・成績表よりチーム名を削除する。但し、学連に登録後、リーグ戦に参加申込をしなかったチームに関しては、編成表・成績表に「編成外」欄を設け、ここにチーム名を残す。リーグ戦参加申込後の棄権などに関しては、通常の不戦敗扱いとし、通常の編成表・成績表上にチーム名を残す。

ル. 前季のリーグ戦に参加申込をしなかったチーム(「編成外」のチームを含む)がリーグ戦に参加する場合は、いかなる理由によらず、最下部に編入する。

7. 審判

審判は当事校以外の第3者が行なうことを原則とする。

審判は出来得る限り出身校のOBに委嘱することが望ましい。止むを得ない時はなるべく上級生の中より審判技術に通じているものをあてること。

主審、副審、カウンターは可能の範囲で配置する。

8. コートマナー

学生卓球は、日本の卓球人の模範とも云えるので、出場選手は充分に自覚し、品位ある態度で競技すること。

9. 集合時間

1部については、原則として試合開始の1時間前にオーダーを提出すること。

2部以下については定められた時間の30分前には競技場に到着して準備し15分前にオーダーを提出すること。

オーダーは試合開始時刻までに予測出来ない事故のない限り選手が揃わない時は当該校は棄権とみなされる。但し、試合開始後において急病、その他止むを得ない理由がある場合には審判責任者並びに相手校監督の諒承を得て当該選手の退場が認められる場合もある。

10. オーダーについて

間違ったオーダーを交換した場合には、次の基準に従って判断する。

罰則処分は、そのチームの、その試合（マッチ）において問題となる試合（ゲーム）にのみ適用され、チームの試合全体（マッチ）は有効とする。

他の試合（マッチ）は罰則処分対象外で、有効とする。

イ. 6単1複、及び4単1複の試合方式において、前半に出場した選手同士でダブルスを組んだ場合は、ダブルスを失格（不戦敗）とする。

ロ. 5単2複の試合方式において、同じ選手を両ダブルスに起用した場合は、3番のダブルスを失格（不戦敗）とする。

ハ. シングルスに同じ選手名を複数回オーダーに記載した場合は、最後に記載されているものを有効とし、それ以前のは全て失格（不戦敗）とする。

ニ. 外国人留学生選手を制限を超えてオーダーした場合は、最後に記載されている外国人留学生選手の箇所を有効とし、それ以前のは全て失格（不戦敗）とする。

ホ. 明らかにケアレスミスと思われる誤字などは、有効なオーダーとみなす。

但し、同姓など、紛らわしい場合はオーダーミスと見なすこともある。

その可否の判定は、審判長が下す。

11. 幹事校について

2部以下のリーグ戦においては各ブロック毎に幹事校を選出する。

幹事校の任務は次の通りとする。

イ. 各校と協議の上、会場並びに日程を決定し、それを文書等により確実に各校宛、連絡すると共に必ず本部へプログラム作成時迄に報告すること。

ロ. 幹事校は2部以下のリーグ戦開会式にあたる幹事校講習会に必ず出席し、規定数のプログラム、オーダー用紙、ボール、その他の書類を受け取ること。

ハ. 幹事校よりルールに精通した審判責任者を選定し、競技運営にあたること。

万一判断し得ない様な競技運営上、または審判上の疑義が生じた場合には速やかに本部へ連絡し責任者の指示を受けること。

ニ. 試合の結果は記録用紙に正確に記入し速やかに本部に提出すること。

12. 個人表彰について

イ. 殊勲賞

男女1部優勝校より各1名、優勝に最も貢献した者を選出する。但し、選出にあたっては学生過去の成績は問わないものとする。

ロ. 敢闘賞

男女1部より勝ち星の内容の優れた者を選出する。但し、なるべく優勝校以外としマナーについても十分考慮するものとする。又、殊勲賞と重複しない事を原則とする。

ハ. 優秀選手賞

男女1部より勝ち星の内容の優れた者を、男女各3名以内を選出する。殊勲賞・敢闘賞と重複しても構わない。

ニ. 最優秀ペア賞

男女1部より優秀な成績を収めたダブルスペアを、原則として男女各1組ずつ選出する。

ホ. 最優秀新人賞

春季リーグ戦・男女1部において顕著な活躍をした新人選手(1年生に限る)を男女各1～2名ずつ選出する。

ヘ. 2部以下殊勲賞

男女2部以下各ブロック優勝校より各1名、優勝に最も貢献した者を選出する。

ト. 特別賞

在学期間中のシングルの勝利数によって、以下の基準数を越えたものに対し、最終学年の秋季リーグ戦終了後に授与される。ダブルスの勝利数は加算しない。入替戦の勝利数は加算しない。

4年制、2年制、6年制、1年制、それぞれ次の換算表に基づいて計算し、獲得ポイントが27,300に達した場合に特別賞を認めるものとする。

2部以下の選手は、最終学年の秋季リーグ戦終了後、基準をクリアした場合、関東学生卓球連盟に自己申請すること。

なお、通常履修年限が短い学校(短大など)で獲得した特別賞は、通常履修年限が長い学校(4年制大学など)に編入した際には取り消されるものとする。

4年制の場合		特別賞 基準勝数 (a)		1勝のポイント (b)		特別賞 基準ポイント (c) = (a) × (b)
1部	8校制	28 勝	×	975	=	27,300
	6校制	20 勝	×	1,365	=	27,300
2部		25 勝	×	1,092	=	27,300
3部以下	4点先取	30 勝	×	910	=	27,300
	3点先取	25 勝	×	1,092	=	27,300

2年制(短大)の場合		特別賞 基準勝数 (a)		1勝のポイント (b)		特別賞 基準ポイント (c) = (a) × (b)
1部	8校制	14 勝	×	1,950	=	27,300
	6校制	10 勝	×	2,730	=	27,300
2部		13 勝	×	2,100	=	27,300
3部以下	4点先取	15 勝	×	1,820	=	27,300
	3点先取	13 勝	×	2,100	=	27,300

6年制の場合 (医科大歯科大等)		特別賞 基準勝数 (a)		1勝のポイント (b)		特別賞 基準ポイント (c) = (a) × (b)
1部	8校制	42 勝	×	650	=	27,300
	6校制	30 勝	×	910	=	27,300
2部		39 勝	×	700	=	27,300
3部以下	4点先取	42 勝	×	650	=	27,300
	3点先取	39 勝	×	700	=	27,300

1年制の場合 (専門学校等)		特別賞 基準勝数 (a)		1勝のポイント (b)		特別賞 基準ポイント (c) = (a) × (b)
1部	8校制	7 勝	×	3,900	=	27,300
	6校制	5 勝	×	5,460	=	27,300
2部		7 勝	×	3,900	=	27,300
3部以下	4点先取	7 勝	×	3,900	=	27,300
	3点先取	7 勝	×	3,900	=	27,300

チ. 各賞の選考は次の通りとする。

2部以下殊勲賞と特別賞以外の各賞に関しては、大会委員長(理事長)・競技委員長(幹事長)・競技副委員長・審判長・技術部長・強化委員長(男女)による選考会議にて選

考する。なお、殊勲賞に関しては、当該優勝チームの監督から参考意見を聞くことができる。選考後、会長の承認を得て決定する。

2部以下殊勲賞に関しては、当該優勝チームの監督、または代表者が決定する。特別賞に関しては、勝数による計算の結果、決定する。

13. その他

- イ. 各ブロックとも、各季最低1回は各校の校歌を斉唱することを原則とする。
- ロ. ベンチ入りの人数は、監督1名、コーチ1名、主務1名、選手15名以内の計18名以内とする。
- ハ. 各ブロックにおいては、選手・役員集合・解散に要する諸事情（含、宿泊・交通）を考慮し、集合時間、試合開始時間、2台進行開始時間などを設定し、可能な限り順守するよう努めることとする。これらには会場の都合などもあるため、最終的には幹事校が判断することとする。
2台進行の目途とする時間は、1部は3時間、2部は2時間半、3部以下は1時間とする。

第9条 関東学生卓球チームカップ（主催 関東学生卓球連盟）

1. 種目

男子団体戦・女子団体戦。（1校から複数チームの出場を可能とする）

2. 試合方法

世界選手権方式（3人の出場による5シングルス3点先取制）。

A	B	C	A	B
X	Y	Z	Y	X

トーナメント方式とする。

又、本大会のチームは同校の選手同士で構成されなければならない。

3. 登録規定

（1）出場人数

各チームは、3～5名の選手によって構成される。

（2）ベンチには上記5名以内の登録選手の他、アドバイザー1名が入ることが出来る。

選手は関東学連登録済みの大学生であること。

アドバイザーに関しては特に規定を設けない。

（社会人・学生等を問わず、又、選手兼任でも良い。試合中の出入りや交代も認める）

選手の変更は、後記の「上位ブロックへの勝ち上がり」の場合を除

いては一切認めない。

オーダー交換の時点において2名の選手しか揃わない場合は、不在の選手をA、またはYにオーダーし、試合を成立させることが出来る。両チームとも2名の選手しか揃わず、3番・5番の試合が1勝1敗となった場合は、両試合の勝者同士のプレーオフを行なう。

アドバイザーの変更に関しては、一切の申請を必要としない。

- (3) 外国人留学生選手に関しては、ベンチエントリーの制限はしないが、1試合における起用は1名に限る。

(日本人選手2名が最低必要なので、自動的に外国人留学生選手のベンチエントリー上限は3名となる)。

但し、起用された1名の外国人留学生選手が2点起用箇所(A・B・X・Y)に出場することも可能とする。

- (4) 上位ブロックへ勝ち上がるチームは、1名の選手を追加、または変更してエントリーすることが出来る。但し、その選手は、既に敗退したチームのメンバーであるか、または未エントリーの選手でなければならない。

4. ブロック分け

(以下の部(1～6部)は、当該年度秋季関東学生リーグ戦の編成による。入替戦の結果は考慮しない。)

Aブロック 男女とも1・2部のチーム。

Bブロック 男女とも3・4部のチーム。

Cブロック 男女とも5部以下のチーム(5部・6部・編成外)

大会は、C→B→Aの順に行なう。

下位ブロックで上位に進出したチームは、上位ブロックに参戦する権利を得る。

上位参戦チーム数は、各ブロックにおける参加チーム数に応じて変動するが、概ね「参加7～8チームあたり、1チーム上位参戦」する。

下位ブロックの試合は、上位参戦チームを決定する段階までとし、最終的な優勝チーム決定までは行なわない。

なお、上位参戦チームの決定にあたっては、次の通り「見なしランク」を設定し、参戦の意思があるチーム中より、この順に確定させる。

1位 … そのトーナメントの優勝チーム

2位 … そのトーナメントの準優勝チーム

3位 … 準決勝で1位チームに敗れたチーム

4位 … 準決勝で2位チームに敗れたチーム

- 5位 … ベスト4決定戦で1位チームに敗れたチーム
- 6位 … ベスト4決定戦で2位チームに敗れたチーム
- 7位 … ベスト4決定戦で3位チームに敗れたチーム
- 8位 … ベスト4決定戦で4位チームに敗れたチーム

：

(以下、同様)

各ブロックにおける男女別の参加チーム数が8に満たない場合は、そのブロックの開催を男女別に中止し、上位ブロックへの自動参戦とする。

5. シード規定

本大会は、年により開催時期が変更し、シードの参考にできる大会が変わるなど、他大会と比較し、不確定要素が多いため、厳密なシード規定を制定しない。但し、次の点を考慮し、強さのバランスを取ることを基本とする。

(1) 当該年度関東学生選手権の結果。

複数のシングルスランカーを擁するチームは上位シードとする。
ダブルスの成績は、必要に応じて参考とする。

(2) 当該年度の団体戦の結果。

可能な範囲内で最新の団体戦の結果を参考とする。
秋季リーグ戦→インカレ→春リーグ、の順。

(3) その他の大会の成績。

可能な範囲内で、当該年度全日学、前年度全日本、前年度全日学選抜、前年度全日学、当該年度関東新人戦などの大会の成績を考慮する。

その際、各大会における外国人選手の出場資格なども十分考慮する。

6. 他大会への推薦

Aブロックにおいて、優勝チームで6勝以上をあげた選手中より、最も勝ち数が多い選手は、次年度の全日学シングルスに関東推薦で出場することが出来る。勝ち数が同数の場合は、負け数が少ない者をこれに充てる。勝敗数が同じ場合は、得失点ゲーム数の勝率で上位のものをこれに充てる。

7. その他

本大会は、可能な範囲内で土日祝日の開催を出来るよう、最大限の配慮を行なう。特に、下位ブロックにおいては、休日開催を原則とする。

各ブロックの上位進出チームには、奨励賞や賞品などを授与する。

大会運営の都合上、試合開始時より2台進行、3台進行を行なう場合もあり得る。

第10条 各大会ランキング規定

大会ランキングの審査は次の基準による

1. ランキング決定直前の試合内容

(3・4位の決定は敗れた準決勝の試合内容。

5～8位の決定は敗れた準々決勝の試合内容。

9～16位の決定は敗れたベスト8決定戦の試合内容。)

① ゲームの得失比率

② ポイントの得失比率

2. ランキング決定の次前の試合内容：

(3・4位の決定は最後に勝った準々決勝の試合内容。

5～8位の決定は最後に勝ったベスト8決定戦の試合内容。

9～16位の決定は最後に勝ったベスト16決定戦の試合内容。)

① ゲームの得失比率

② ポイントの得失比率

3. 前年度のランキング、今年度のシード順位

4. 今大会の同一種目の他の試合内容： 上位シード者との試合内容など

原則として前項1. により決定するが、1. が同成績の場合は、2. 3. 4. を順次適用して決定する。

第11条 本事業実施細則の改廃にあたっては、理事会の承認を得るものとする。

第12条 本事業実施細則は平成30年3月xx日よりこれを改正する。

関東学生卓球連盟・懲戒（処罰）実施細則

（目的）

第 1 条 本細則は関東学生卓球連盟・内規に基づき、第 15 条の処罰を行なう手続き、並びに手順を定める。

（懲戒審査委員会の設置）

第 2 条 本委員会は懲戒に関する事項を審査し、結果を会長および理事会に答申する。

（委員会の構成）

第 3 条 理事長・副理事長・総務部長・総務委員長・総務副委員長・幹事長・副幹事長・会計・書記で構成する。委員長は理事長とする。但し、理事長が直接の関係者である等、特別な事情がある場合は、副理事長に委員長の任を当たらせることが出来る。委員は懲戒の対象になり得べき問題の所在を知った時は、委員会開催の発議を行なわなければならない。
また、委員が直接の関係者である場合は、懲戒審査委員となることはできない。委員長が審査上必要と認めた時は、証人または関係者の出席を求めることが出来る。

（委員会開催の要件）

第 4 条 委員長および3名以上の懲戒審査委員の出席により成立する。但し、学生理事1名以上の出席を要する。
特段の事情がある場合は、委員長が学生理事1名以上を含む懲戒審査委員4名以上の意見を個別に聴取し、それをもって、会長および理事長に答申することが出来る

（審査内容）

第 5 条 委員会は、懲戒の対象となり得べき問題に関し、次の事項を審査する。

- (1) 事実の認定および証拠の確認
- (2) 懲戒事由の該当事項
- (3) 懲戒該当者の情状
- (4) 懲戒（処罰）の程度

(弁明の機会の付与)

第 6 条 懲戒審査委員会は、懲戒の被審査者に対し、委員会に出席させる等、弁明の機会を与えなければならない。

(守秘義務)

第 7 条 懲戒審査委員は、その職務に関して知った秘密を漏洩してはならない。

第 8 条 本細則の改廃にあたっては、理事会の承認を得るものとする。

第 9 条 本懲戒（処罰）実施細則は平成 21 年 3 月 21 日よりこれを施行する。